

3 土地利用関係法令の体系

土地基本法は、国民に対して、前述の土地に関する基本理念を認識させるとともに、国や地方公共団体にもその理念による行政を要請している。また、既に制定されているものも含め、法令・条例等はその理念に合致することが要請される。土地基本法はいわゆる宣言法であり、同法自体が直接的に規制や誘導を行う法律ではないが、土地利用関係法令全体を拘束し、その方向を定めるものとして、土地の分野での「基本法」となるものである。

国土利用計画法は、個別行政分野ごとに定められている法律等からなる土地対策を総合的に実施するため、

- ① 国土を総合的かつ計画的に利用、保全するという土地利用の観点から、利用区分ごとの配分や利用の方向を定め、土地利用に関する長期目標となる国土利用計画制度
- ② 個別規制法による地域区分を総合的に調整し、それらの上位先行計画として機能する図面表示を中心とする土地利用基本計画制度
- ③ 地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地取引に関して、許可制及び事前並びに事後の届出勧告制を導入する土地取引規制制度
- ④ 土地の有効かつ適切な利用の観点から、まったく利用されていないか利用の程度の低い土地の有効利用を促進する遊休土地制度

を主な内容としている。

都市計画法、自然公園法など個別の行政分野ごとの法律がそれぞれの目的をもって定められており、これら個別の法律と国土利用計画法とが機能し、全体として総合的かつ計画的な土地利用が図られている。

